各都道府県教育委員会施設主管課 各指定都市教育委員会施設主管課 各都道府県私立学校担当課 各国公私立大学施設担当部課 各国公私立高等専門学校施設担当部課 各大学共同利用機関法人施設担当部課 各文部科学省施設等機関施設担当部課 各文部科学省独立行政法人施設担当部課 各文部科学省独立行政法人施設担当部課 日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課 公立学校共済組合施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の施行について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」については、平成25年6月に法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改正するとともに、新たな内容が加わり、冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍空調機器等の管理者に対して、フロン類漏えい防止のための点検、漏えいが確認された場合の修理、漏えい量が一定以上の場合の報告義務等が平成27年4月から適用されます。

対象機器を設置している管理者におかれては、同法に基づき適切に措置されるようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村 教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれては所轄の 私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、それぞれ周知を図られるようお 願いします。

参考:第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について (業務用冷凍空調機器等の管理者が取り組むべき措置を解説したもの) http://www.env.go.jp/earth/kanrisya.pdf

対象機器の例

業務用空調機器、業務用冷蔵冷凍機器の他、冷蔵冷凍機能を有する自動販売機、冷水機、製氷機、超低温フリーザ、薬品保冷庫、恒温恒湿器など冷却機能を有する実験装置にもフロン類が冷媒に使用されている場合がある。

【本件の問合せ先】

大臣官房文教施設企画部参事官(技術担当)付管理技術係 池口電話 03-5253-4111(内線2326)

各都適所易教育委員会施設主管課 各指定都市教育委員会施設主管課 各都道所原私立学校担当課 各国公私立大学施設担当部課 各国公私立高等專門学校施設担当部課 各大学共同利用機関法入施設担当部課 各文部科学省施設等機関施設担当部課 各文部科学省特別の機関施設担当部課 各文部科学省独立行政法人施設担当部課 日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課 日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課 日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課

2 B 4 B

文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の施行について

「総立機品に係るマニン側の回収及び破壊の実施の確保に関する経色」に言いては、平成2 5 年 5 月 1 所集の名称を「フロン類の使用の合理化及び智力の鑑品化に関する法律」に改正するとした。新たか内容が加わり、発練としてフロン類が充づされた。 選に対 こいる業務場所使空調機器等の管理者に対して、フロン類編えい近にのための記様、組えてが進路を知た場合の修理、編えい違が一定以上の場合の報告義務等が手破2 7 年 4 月 4 年 5 元 1 場合の修理、編えい違が一定以上の場合の報告義務等

事象酸器を設置している管理者であかれては、同法に基づき適切に推断されるた うが願いします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれては所轄の私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、それぞれ周知を図られるようお願いします。

交考:第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について (業務用金額空調機器等の管理者が取り組むべき措置を)

nttp://www.env.go.ip/earth/kanrisya.pdf

图 建超级进行图

業務等で調機器、業務用金酸治度機器の他、治蔵合連機能を有する自動販 是機、治水機、製水機、超低温フリーザ、菜品保治庫、恒温恒虚器など治却 機能を有する実験装験にもフロン類が治媒に使用されている場合がある。

【ませの間合せ生】

· 大臣官房文教施設全画部参事官(技術担等)付 管理技術係 · 池日 追結 02-5253-4111 (内級2326)

■第一種特定製品とは

①業務用のエアコンディショナー¹及び②業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。

■管理者とは、の会様に、当該製品の管理にあたり、おと者を管理と表現の管理を必要を表現しません。

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となります。 ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者 以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。

なお、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った 者が管理者に当たります。

【管理者の具体例】

上述のとおり、業務用のエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器を所有する事業者は、 基本的に全て、管理者となります。したがって、管理者となりうる者の具体例として は、事業所や自社ビル等を所有する全ての業種の事業者(独立行政法人等の団体・機 関を含む。)、医療関係(病院、介護施設等)、学校関係、飲食業関係、農林水産業関係 (食品工場漁船等)、宿泊関係(ホテル、旅館等)、運輸関係(冷蔵冷凍倉庫、鉄道、 旅客機、船舶)等が対象となります。

I 趣旨 w www.mana_aay

エアコンディショナーや冷凍冷蔵機器に使用されるフロン類については、 1980 年代頃より、国際条約に基づき、オゾン層破壊効果がない<u>代替フロンが使</u> 用されてきています。

しかしながら、この代替フロンは、オゾン層破壊効果はないものの、高い地球温暖化効果を有することから、<u>地球温暖化防止のため、排出を抑える必要</u>があります。特に、業務用のエアコンディショナーや冷凍冷蔵機器からの<u>使用時におけるフロン類の漏えい問題</u>が判明したことなどから、こうした機器の適切な管理の必要性が高まってきました。

そのため、これまでこうした機器からのフロン類の回収や破壊を対象としていた「フロン回収・破壊法」を平成25年6月に改正し、新たな内容を加えた「フ

¹ 第二種特定製品(自動車リサイクル法が対象とするカーエアコン。)を除きます。

ロン排出抑制法」²として、平成27年4月1日から施行されることになりました。 第一種特定製品の管理者の皆様は、同法に基づいて、以下の取り組みの実施 が必要です。

Ⅱ 第一種特定製品の管理者が取り組む措置 ローストラスニスニの用係業力

1. 「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」の遵守について (新たな規制事項)

第一種特定製品の管理者の皆様は、当該製品の管理にあたり、以下の事項を 遵守する必要があります。(各都道府県が指導・監督を行います。違反した場合には、罰則が適用される可能性があります。)

① 機器の設置環境・使用環境の維持保全 はいいしょう はんしょう

点検や修理を行うための作業空間を適切に確保することなどが必要です。

② 簡易点検・定期点検

管理する機器の種類や大きさに応じて、以下の内容の点検を行うことが必要です。

		点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】		製品の外観確認等	3か月に1回以上	実施者の具体
<u>全</u>	とての第一種特定	※具体的な方法は	发展基金 (影響) 對對於民	的な制限なし
集		「簡易点検の手引 き」を参照 ³	が、 高田関係 これがん。 の またはなった。	
	(上乗せ)	直接法や間接法によ	1年に1回以上	十分な知見を
	【定期点検】	る冷媒漏えい検査	(ただし、圧縮機の定格	有する者(社
	うち圧縮機の定		出力が 7.5~50kW 未満の	外・社内を問
	格出力が 7.5kW	機器に使用される	空調機器については、3	わない)
(t	以上の機器	オブン層破壊効果	年に1回以上)	1980年代頃。

点検等の結果、漏えいや故障などが確認された場合、漏えい防止のための 修理を行う必要があります。また、修理などを行うまでフロン類の充塡は原 則として行えません。

なお、「第一種フロン類充塡回収業者」(フロン類の充塡を業として行う者 として都道府県の登録を受けた者)に適用される充塡基準においても、同様

² 正式名称:「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

^{3 &}lt;a href="http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html">http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html 「簡易点検の手引き」

に、フロン類の漏えいや故障などが確認された場合は、修理などを行うまで、 フロン類の充塡は原則として禁止されています。

管理者や管理する機器に関する情報、点検や修理の実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。記録の作成にあたって、法定様式は定めていませんが、(社)日本冷凍空調設備工業連合会が作成する様式を参考とすることができます。
※参考様式の入手先:〈http://www.jarac.or.jp/kirokubo〉

2. フロン類算定漏えい量等の報告について(新たな規制事項)

1年間(4月1日~翌年3月31日)のフロン類漏えい量が事業者全体で一定以上4である管理者は、フロン類の漏えい量を国(事業所管大臣)へ報告する必要があります。また、その漏えい量については国(環境省、経済産業省)が公表します。

フロン類の漏えい量の算定方法は、「第一種フロン類充塡回収業者」から交付される「充塡証明書」や「回収証明書」を元に計算をすることとしており、 詳細については、今後策定する予定の「フロン類算定漏えい量報告マニュアル (仮称)」をご参照ください。

なお、算定漏えい量の第1回目の報告は、平成27年度分の漏えい量を、平成28年7月末までに行うことになります。そのため、充塡証明書や回収証明書を保存するか、1. ④の記録を常に確認できるようにしておくことが重要です。

3. フロン類の充填及び回収の委託義務等について (一部追加規制事項)

① 整備時 (整備発注者として)

第一種特定製品を整備する管理者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときや、当該製品からフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の充填・回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託する必要があります。

この際、1. ④の記録や2. の算定漏えい量の計算のために必要な「充填証明書」、「回収証明書」が、「第一種フロン類充填回収業者」から整備発注者である管理者に対して交付されます。

なお、回収されたフロン類が再生又は破壊された後には、「再生証明書」

⁴ 二酸化炭素換算量で 1,000 トン以上。一般的な冷媒である R-22 や R-410A であれば、約 500kg に相当します。

又は「破壊証明書」が回付されてきます。(いずれも保存義務はありません。)

② 廃棄等時 (廃棄等実施者として)

第一種特定製品の廃棄等⁵を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類 充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第 一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要があります。

(土) また、フロン類の引き渡しにあたっては、引き渡し方法に応じて、以下の とおり書面の交付や保存を行って下さい。(詳細は下記表を参照)

なお、①と同様に回収されたフロン類が再生又は破壊された後には、「再生証明書」又は「破壊証明書」が回付されます(再生・破壊証明書の保存義務はありません。)。 (本本語) フロロー音楽の美量の大阪文章機の口口 (本語文章機の口口) (本語文章機の可) (本語文章機の口口) (本語文章機の可) (本語文章を可) (本語文文章を可) (本語文文を可) (本語文文を可)

TO STATE	フロン類の引き渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
	「第一種フロン類充塡回収業 者」に引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書
	フロン類の引き渡しを設備業 者等に委託する場合	多話確認書 (1) (2)	・委託確認書 ・引取証明書の写し
	引き渡しを再委託する場合	· 委託確認書 · 再委託承諾書	・委託確認書 ・再委託承諾書 ・引取証明書の写し

① みだり放出の禁止

事を保存する方。

② 充塡されているフロン類以外のものを充塡する際の確認

「第一種フロン類充填回収業者」に適用される充填基準では、「第一種フロン類充填回収業者」は、現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該製品の管理者の承諾を得ることが必要とされています。

なお、「第一種フロン類充塡回収業者」は、原則として。法に基づき第一種

⁵ 廃棄等とは、機器を廃棄すること又は機器を再利用目的で譲渡することをいいます。

⁶ 充塡しようとするフロン類の GWP (地球温暖化係数) が、法に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の GWP よりも小さく、かつ、当該製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者等が確認した場合は、例外的に、表示フロン類以外のフ

特定製品に表示されたフロン類以外の種類のフロン類を充塡することができません。

③ 解体工事元請業者への協力

建築物等⁷の解体時には、第一種特定製品の設置有無の確認を行う解体工事元請業者へ協力(図面や電源の提供等)する必要があります。

④ 情報処理センターの利用

情報処理センター⁸を利用することにより、「充塡証明書」、「回収証明書」の受理を電子的に行うことが可能です。詳細については、情報処理センター、環境省・経済産業省のホームページをご確認ください。

Ⅲ 資料等

最新の条文等は、以下のホームページにおいて閲覧可能です。

フロン排出抑制法のより詳細な内容については、ホームページに掲載されているQ&Aや、今後公表予定の「フロン排出抑制法 管理者向け運用の手引き (仮称)」を参照いただくようお願いいたします。

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等対策推進室

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

ロン類充塡が可能です。

⁷ 第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除きます。

⁸ 平成 27 年 1 月 27 日付けで一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(JRECO)を指定しました。

層の推進について(改正フロン法の概要 /類対策の

フロン類対策の現状

- オゾン層破壊効果を持つフロン類 (CFC等)は着実に削減。
- ・他方、高い温室効果を持つフロン類等 (HFC等)の排出量が急増。10年後には 現在の2倍以上となる見通し。
 - 収率は3割で推移。加えて、機器使用時 の漏えいも判明。 ・現行のフロン法によるフロン廃棄時回
- ・国際的にも規制強化の動き。

対策強化後

HFC等の排出量推移 百万t-co2

ロその他(産業分野) ■冷凍空調

40

フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策に。各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す。

(1)フロン類製造輸入業者

フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減

- 2)フロン類使用製品(冷凍空調機器等)製造輸入業者製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GMPフロン製品へ転換

2010

2005

2000

1995

0

20

(3) 冷凍空調機器ユーザー(流通業界等) 定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表

(4) **その他** 登録業者による充塡、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等 2020推計

※GWP=地採温暖化係数 ンソフロン・向GWPフロン学 4)元填行為の適正化 充填回収業者(充塡) 2)冷媒転換の促進 . . 品への転換 ユーザ (使用時漏えいの (3)業務用機器の冷媒適正管理 充填回収業者(回収) ダストプロワー ノンフロン 低GWP エアコン 製品メーカ ノンフロン 斯熱材 門減) ノーケード C02 コンロン猫の転 換,再生利用に フロン類〉 よる新規製造 4)再生行為の 再生/破壞完 自然冷媒等 証明書による 对象拡大 低GWP. 問題の過 適正化、 破壊業者、 再生業者 部再生利用 (回以卧向上) ノロフ 比ハロハ 出記 現行フロン法では、特定機器の使用済フロン類 嘉莱時回収率 氏米 -//-コーザ の回収・破壊のみが制度の対象。 タストプロワー 回収業者 製品メーカー 使用時漏えし 1 断熱材 ナーイ HFC大幅墙. フロン類 破壞業者 ロンメーセ 派女教